第７号様式

**宣　誓　書**

（宛先）座間市長

私は、座間市新設認可保育所の整備・運営法人募集に応募するに当たり、「座間市新設認可保育所の整備・運営法人募集要項」に定める応募資格を有していること及び次の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反した場合は、速やかに書面により報告するとともに、申込書の提出を辞退し、申込書を提出している場合は、申込書の無効又は運営法人決定の取り消しとなることについて、一切の異議申立てを行いません。

誓約事項

１　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していません。

２　法人税、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していません。

３　座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けていません。

４　座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

５　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していません。

６　上記４又は５に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、座間市が警察等に照会することについて同意します。

７　以下のイ～ルに該当していません。（児童福祉法第３５条第５項第４号関係）

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、児童福祉法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第５８条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者が、第５８条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第５８条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１２項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第４６条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第５８条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第１２項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないであるとき。

チ　へに規定する期間内に第１２項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ヘの通知の日前６０日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承

認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ法人名 |  |
| フリガナ法人所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| フリガナ代表者名 |  |